

## 事業承継に関するアンケート調査業務委託 仕様書

### 1 業務名

事業承継に関するアンケート調査業務委託

### 2 業務の目的

事業者の技術やノウハウ、人材等を引き継ぐことが地域経済の持続的発展のために不可欠ではあるものの、経営者の高齢化や後継者の不在、コロナ禍や人件費・エネルギー価格高騰などの経営環境の悪化のほか、後継者選定の難しさ、第三者承継への抵抗感、将来への不安感、承継に向けた対応の遅れのほか、親子間では意思の不一致や子どもに経営上の苦勞を継がせたくないといった思いがあることなどから、事業承継が進まない現状がある。

本事業では、市内事業者に対して事業承継に関するアンケート調査を実施し、事業承継に関する現状や支援ニーズについて把握することと、静岡県事業承継・引継ぎ支援センターへの早期相談を促すための資料とすることを目的とする。

### 3 履行期間

契約成立の日から令和8年11月20日までとする。

### 4 委託内容

#### (1) 調査項目の設計

事業者情報や事業承継に関する現状・ニーズなど、調査項目を市と相談しながら設計する。

設問数は20問程度とする。

回答状況をもとに市による追加調査を行うため、個人情報の取り扱いについて調査時点で回答者の同意を得る。

#### (2) 調査対象者の抽出

受託者が保持する事業者情報のうち、次のアからエの全てに該当する事業者について、1500社以上を抽出する。

ただし、市との協議によっては、以下条件を変更する場合がある。

ア 市内に本店もしくは主たる事務所があること。

イ 中小企業基本法における「中小企業者」または「小規模企業者」に該当すること。

ウ 日本標準産業分類の大分類が「製造業」、「建設業」、「卸業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」のいずれかに該当すること。

エ 経営者年齢が50歳以上であること。ただし、年齢が不明な者も含むこと。

ただし、年齢が不明な者は、調査対象者全体の40%未満であること。

#### (3) 調査資材の作成及び印刷

回答依頼文、調査票などの封入物及び発送用封筒を作成し印刷する。

また、市が同封を希望するチラシ（A4 1枚程度）を同封すること。

なお、発送用封筒には市のロゴを入れるなど、事業者が手に取りやすい工夫をすること。

#### (4) 調査資材の発送・督促・回収

調査資材の送付は郵送とし、回答は郵送・FAX・WEBなど、対象事業者が回答しやすい

い媒体を市と検討すること。

受託者において電話等による督促を行い、回収率30%程度を目標とすること。

令和8年8月上旬発送、9月中旬締め切りを想定すること。

(5) 調査結果の取りまとめ、報告書の作成

10月下旬までに、回答データ入力済み Excel ファイル、集計結果報告書、調査実施報告書等を提出すること。報告書は調査結果の単純集計のほか、クロス集計やグラフ作成等、多面的な分析を加えること。

また、本市が集計結果をもとに事業承継に関する分析を行った場合は、受託者の可能な範囲で助言をすること。

5 成果物の納入

以下について、委託者に納入すること。

- (1) 上記4(2)で抽出した事業者の情報 (Excel 形式)
- (2) 上記4(3)で作成した印刷物および印刷データ
- (3) 上記4(5)の報告書等データ

6 委託費の支払

委託費は、業務完了後、納入された成果物を委託者が検査した後に請求に基づいて支払うものとする。

7 その他・注意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、運営事業者は責任者を定める必要がある。
- (2) 本事業費には、事業実施に係る全ての費用を含むものとする。
- (3) 本市と緊密な情報共有・連携を図りながら業務を実施すること。
- (5) 市内事業者から苦情があった場合には、適切に対応するとともに、その内容を本市へ報告すること。
- (6) 事故等の緊急時の対策について、日頃から適切な措置を講じるとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- (7) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報及び企業秘密の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (9) 本業務に関する著作権は、本市に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。
- (10) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。
- (11) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (12) 本業務で委託者が作成した報告書は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。
- (13) 天変地異や感染症の影響等により、予定していた事業の変更などが生じた場合、市と協議、調整の上、契約内容を変更し、業務を実施するものとする。

8 再委託の制限

原則、受託者から第三者に対し、業務の全部又は一部を委託、又は請け負わせるこ

とは認めない。ただし、あらかじめ書面にて市と協議し、承諾を得たときはこの限りではない。

## 9 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。